

令和2年塩尻市議会 12月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 令和2年12月14日（月） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第2号 塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

議案第3号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

議案第12号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4目国民年金事務費、4款衛生費中1項保健衛生費5目環境衛生費、8目霊園費及び2項清掃費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

議案第13号 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○出席委員

委員長	平間	正治	君	副委員長	樋口	千代子	君
委員	永田	公由	君	委員	山口	恵子	君
委員	横沢	英一	君	委員	小澤	彰一	君
議長	丸山	寿子	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長 小松 秀典 君 議会事務局次長 赤津 廣子 君

午前 9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。定刻前ですけれども、全員おそろいのようなので、ただいまから12月定例会総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員出席しております。審査に入ります前に、

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されたました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程について、副委員長から申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日は議案5件の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。なお、審査終了後、外は天候が悪いですが、現地視察を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますようお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますよう、議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第2号 塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第2号塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第2号塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案関係資料で御説明を申し上げますので、恐れ入りますが、資料の9ページをお開きください。

初めに、この条例におきます税外収入金でございますけれども、本条例第2条で、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料、その他の収入をいうと規定されているものであります。

1の提案理由でございますけれども、所得税法等の一部を改正する法律の公布により、一部改正された租税特別措置法が令和3年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございますけれども、延滞金の割合の特例に係る規定を改めるものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、おめくりをいただき、10ページを御覧ください。右が現行、左が改正案となっております。

まず、延滞金の割合の特例、この概要について御説明を申し上げます。条例の本則では、延滞金の割合につきましては、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じまして、年14.6%または7.3%と規定されておりますけれども、低金利が長く続く状態で、年14.6%利率は高すぎるということから、この特例が施行され、延滞金の割合を国内銀行の貸出約定平均金利12か月の平均として、財務大臣が告示する割合を基礎としているところであります。

参考までに、令和3年度における延滞金の割合でございますけれども、去る11月30日に告示された割合によりまして、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じまして、8.8%または2.5%となります。

なお、今回の改正の内容につきましては、現行のところにございますように、租税特別措置法の改正によりまして、現行のところにございます特例基準割合、アンダーラインが引かれた部分でございますけれども、改正案では延滞金特例基準割合とするなど、今回は用語を整理するものでございます。

お戻りをいただきまして、9ページをお願いいたします。4の条例の施行等でございますけれども、令和3年1月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○永田公由委員 税外収入というのはどういうものを言うのですか。

○財政課長 税外収入でございますけれども、申し上げましたとおり、分担金、使用料、加入金、手数料、また過料、その他の収入というところでございます。

○永田公由委員 今の説明だと、今回の改正は、例えば特例基準割合が延滞金特例基準割合になったということで、数字的には8.8%または2.5%というのはこの条例の中ではうたわらないのですか。

○財政課長 条例の中では、あくまで本則で14.6%というところで割合はうたっておりますけれども、今回この特例の中で、財務大臣が告示する割合を算定の基礎とするとなっておりますので、毎年財務大臣が告示された割合によって、その翌年の割合が決定されていくという仕組みとなっております。

○永田公由委員 数字的なものは条例の中でうたわなくても、施行規則か何かでやっていくということですか。

○財務課長 施行規則等は特になく、今回のこの附則の中の延滞金の割合の特例でございます。この改正案の中で言いますと、4行目からとなりますけれども、各年の延滞金特例基準割合が、租税特別措置法に定めます第93条第2項に規定する平均貸付割合という部分が、財務大臣が告示をする割合となっておりますので、この条文によって割合が毎年変わっていくというところでございます。

○委員長 ほかに、よろしいですか。

それでは、自由討論を行います、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

議案第3号 塩尻市組織条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第3号塩尻市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○経営戦略課長 議案第3号塩尻市組織条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をいたします。議案関係資料の11ページを御覧いただきたいと思います。

1 番の提案理由といたしまして、塩尻市第五次総合計画の第 3 期中期戦略を効果的に推進するという。それから、将来を見据えた自治体経営を行うために組織機構を再編することに伴い、必要な改正をするものでございます。

2 番の概要につきましては、市民交流センター・生涯学習部を生涯学習部として改称し、また、各部及び各事業部の分掌事務を再編することです。

4 番といたしまして、条例の施行につきましては、年明けの 4 月 1 日から施行するという内容でございます。

ページをおめぐりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。右側が現行でありまして、左側が改正案でございます。右側の第 2 条第 7 号でありますけれども、市民交流センター・生涯学習部を改めまして、左側の生涯学習部に改称をしたいという内容でございます。えんぱ一くが開館して 10 年を経過いたしまして、市民の皆様初め、広く周知ができたということから、業務内容を分かりやすい生涯学習部に改めたいという内容でございます。

第 9 号でありますけれども、水道事業部につきましては、し尿処理に関するものを一般会計で処理していた内容でございますけれども、こちらを生活環境課に移管をしたいという内容でございます。

続きまして、第 3 条分掌事務でありますけれども、(1) 総務部の契約に関することとあります。こちらを財政課の契約検査係ということで、次のページの企画政策部、コの契約に関することということで、部を移管したいという内容でございます。

それから、左側の 12 ページに戻っていただきまして、第 3 条 (1) 総務部、市の債権の総括に関する内容でございます。こちらにつきましては、税務課の収納係から債権管理課ということで、位置づけをさせていただきたいと思っております。滞納処分等を一元管理する課として、集約をさせていただきたいという内容でございます。

それから、その下 2 つ目でありますけれども、市有財産の総合調整に関する内容でございます。こちらにつきましては、公共施設マネジメント室として位置づけたいという内容でございます。右側の下にありますが、こちらを総務部に位置づけをさせていただきまして、トータル的なマネジメントをさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、左の下でありますけれども、シ、官民連携の推進に関する内容で、現在官民連携推進室ということで位置づけをさせていただいておりますけれども、こちらを課に位置づけをさせていただきまして、官民連携を推進したいという内容でございます。

各課レベルの事務分掌につきましては、年明けの組織規則の内容で精査をさせていただきたいと考えておりますので、お願いをしたいと思います。説明は以上になります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○**永田公由委員** 総務の関係で、市の債権の総括に関する内容で、これは保育料や市営住宅の家賃など、そういうものの滞納整理も全部ここで税金と一緒にやるということですか。

○**経営戦略課長** 令和 3 年度からは保育料を対象にしたいと考えております。加えて、下水道使用料、下水道受益者負担金等の滞納について、徴収をしたいと考えております。基本的には、担当課で賦課をしておりますので、現年度分については担当課で徴収をします。滞納繰越分について一元化をしたいと考えております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ございますか。

○横沢英一委員 組織の内容ではないのですけれど、この間、塩尻市の組織図を議員全員協議会のときに見せてもらったのですが、この名称がしょっちゅう変わるのですよね。せっかく市民に定着してきたかなと思うと、また変わってしまって、それが微々たるときもあるし、大幅に変わっているときもあるものですから。市民の人たちにも、そういうようなところはある程度定着するということが大事だと思いますから、組織見直しをするときには、そういうことも考えてもらったかどうかと思います。私の意見でございます。

○企画政策部長 今回の再編は、第3期中期戦略の効果的な推進を目的としておりますし、行革でうたいました大部屋制度の最終完結という形になりますので、かなり大規模な改変であります。したがって、第3期中期戦略はこの組織で原則いきたいということで、広報等でも周知を図って、分かりやすい名称ということに今回注力しましたので、市民の皆様にも浸透させたいと考えております。以上です。

○委員長 いずれにしても分かりにくいというか、ころころ変わってしまうというのも確かにありますので、名称と仕事の内容の分かりやすさももちろんですけれども、定着して、引き続きのものはそういったことの方で検討していただきたいと思います。

ほかにはございますか。よろしいですか。

次に、議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市組織条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第12号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費中1項保健衛生費5目環境衛生費、8目霊園費及び2項清掃費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

○委員長 次に、議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。この審議に入ります前に、予算に関する説明書の訂正についてを求めたいと思います。

○総務人事課長 大変申し訳ございません。それでは、冒頭少々お時間いただきまして、令和2年塩尻市12月定例会の議案に併せて提出をいたしました、予算に関する説明書の一部に誤りがございましたので、説明をさせていただくと共に、訂正をお願いするものでございます。事前にお配りしてある資料を御覧ください。

まず、一番上になります。令和2年12月14日付2総第126号の資料になります。かがみ文をおめくりいただきまして、正誤表がついてございます。こちらで説明をさせていただきますので、議案第12号令和2年度塩尻市

一般会計補正予算（7号）の資料の54ページでございますけれども、給与費明細書も併せて御覧ください。

2の一般職（1）総括の上段の表になります。共済費の部分になりますけれども、修正後の部分になります。6億4,979万9,000円を6億5,339万7,000円。それから、すぐ右隣の合計になりますけれども、39億3,538万6,000円を39億3,898万4,000円に訂正。同じく、共済費の修正前の欄になります。6億1,896万4,000円を6億2,256万2,000円。右隣の合計でございますけれども、39億3,581万6,000円を39億3,941万4,000円に訂正をお願いいたします。

また同じく、下段の表になります。時間外勤務手当の部分でございますが、修正前のところでございます。1億1,780万4,000円を1億1,800万4,000円。すぐ下の比較欄でございますが、3,313万円を3,293万円に訂正をお願いいたします。

次に、55ページにまいりまして、3会計年度任用職員、上段の表、職員数の補正後の数字になりますが、866人とあるところを899人に訂正をお願いいたします。こちらの訂正につきましては、訂正後の給与費明細書も合わせておつけをしておりますので、差し替えをお願いいたします。

なお、今回の訂正につきましては、提出させていただいた給与費の内訳のみの誤りでございまして、議案の補正額全体につきましては修正はございませんので、よろしくをお願いいたします。

次に、2になりますけれども、令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の13ページの給与費明細書になります。1の特別職の表になります。修正前、修正後の欄にそれぞれ違う金額等が入っておりますが、今回該当の補正はございません。補正前に入っている数字が全て誤りでございまして、補正後の数字がそのまま補正前の数字にも入りますので、訂正をお願いいたします。よって、今回の補正は、こちらはございません。こちらにつきましても、修正後の給与費明細書をおつけしておりますので、差し替えをお願いいたします。

なお、こちらの訂正につきましても、提出しました給与費の内訳のみの誤りでございまして、議案の補正額についての修正はございませんので、よろしくをお願いいたします。

それからもう1点になりますけれども、令和2年塩尻市議会9月定例会、前回の定例会でございますが、こちらで議決をいただいている議案の予算に関する説明書の一部にも誤りがございましたので、併せて訂正をお願いするものです。

もう1部お配りしてございます資料の令和2年12月14日付2総第127号を御覧ください。かがみ文をおめくりいただきまして、右上に、令和2年塩尻市9月定例会議案第20号塩尻市一般会計補正予算（第6号）令和2年12月14日訂正版と記載のある資料を御覧いただきたいと思っております。

2の一般職（1）総括の表上段になりますけれども、給与費の職員手当合計欄、それから下段の時間外勤務手当の欄、それぞれ朱書きでお示してございますとおり、訂正をお願いしたいと思います。

なお、こちらにつきましては、先ほど訂正をさせていただいた今回の補正予算の職員手当の時間外勤務手当に関連をしまして、整合を取る中で訂正をさせていただくものでございますので、9月議会で議決いただいた補正額に影響、修正はございませんので、よろしくをお願いいたします。大変申し訳ございません。訂正につきましての説明は以上となります。

○委員長 よろしいですか。

それでは、一般会計補正予算（第7号）の審査に入ります。慣例によりまして、歳出から説明していただきます。説明を求めます。

○**総務人事課長** それでは引き続きまして、慣例により、歳出から説明をさせていただきます。議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）の16、17ページからお願いいたします。

16ページ以降の歳出全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私からその内容につきまして、まず一括して御説明を申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則省略をさせていただきますので、御了承ください。

人件費につきましては、本年度の人事異動に伴う内容を加味しつつ、人事院勧告に準拠しました期末手当の支給割合の改定も考慮し、また、年度末までを見通した中で、各該当科目におきまして、職員給与費、会計年度任用職員報酬と、それに係る手当の補正をお願いするものでございます。私からは以上です

○**議会事務局次長** 続きまして、同じ16、17ページをお願いします。17ページ、議会費説明欄上から2つ目の白丸、議会活動費287万6,000円の減額となっております。上から2つ目の黒ポツ、普通旅費43万6,000円の減額、その下の黒ポツ、費用弁償266万8,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、常任委員会等の行政視察を中止したことによりまして費用を減額するものでございます。その下の黒ポツ、消耗品費9万9,000円につきましては、ポータブルワイヤレスアンプの購入費用でございます。議会費については以上です。

○**総務人事課長** 続きましてその下、2款総務費1項総務管理費になります。1目一般管理費中、17ページ4つ目の白丸、庁舎施設管理費の3つ目と4つ目の黒ポツ、赤外線会議システム増築工事146万円、委員会室改修工事118万4,000円につきましては、議会、常任委員会の再編に対応するため、庁舎4階第1委員会室と第2委員会室の間の間仕切り、壁でございますけれども、これを撤去し、会議室を広く利用できるようにするための工事と、併せまして、第2委員会室に赤外線会議システムを反映する機器がないことから、赤外線のアダプター、これは赤外線の受光器になりますが、これと天井埋め込み型スピーカー、参加者マイクユニットの増設をお願いするための増額でございます。

次の白丸、契約事務諸経費の黒ポツ、財務会計システム改修委託料172万円につきましては、組織再編等に伴います、新年度の入札契約事務の変更や財務会計システム改修のため、増額をお願いするものでございます。私からは以上です。

○**秘書広報担当課長** 続きまして、予算書18、19ページをお願いいたします。2目秘書広報費の説明欄白丸、広報広聴活動事業2,327万6,000円につきましては、平成23年10月に導入しました、現在のホームページの契約が令和3年9月に満期を迎えるに当たりまして、現在の新型コロナウイルス禍に、デジタル媒体を活用した迅速な情報発信を行うために、新たにホームページをリニューアルすることに伴いまして、再構築委託料として補正をお願いするものでございます。私からは以上です。

○**財政課長** 続きまして、次の4目財政管理費の白丸、財務会計事務スマート化事業40万2,000円の増額につきましては、一層の事務の効率化を図るため、民間業者からの請求書を現在の紙媒体から電子化することに伴い

まして、サービスの導入に係る初期費用及び月額利用料を計上するものでございます。

なお、当面は本市との取引件数が上位の業者間における試験運用を行いまして、民間業者及び本市、双方の導入効果を検証の上、業務範囲の拡大を図ってまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○**経営戦略課長** 続きまして、6目企画費でございます。右側19ページ、一番上の白丸、行政改革推進事業138万5,000円につきましては、先ほど御審議をいただきました組織条例の改正に伴いまして、新設いたします公共施設マネジメント室のフリーアドレスを導入するための机や椅子の備品等の購入費を計上するものでございます。以上です。

○**地方創生推進課長** 続きまして、2番目の白丸、シティプロモーション事業になります。2番目の黒ポツ、3番目の黒ポツ、4番目の黒ポツを3つまとめてでございますが、ふるさと寄附の増額に係るものでございます。後ほど、歳入で説明がありますが、現在、予算で3億円を見ているものを5億円に増額補正するもので、それに伴います寄附の謝礼品、業務委託料、ポータルサイトの使用料をそれぞれ増額で補正をさせていただくものです。以上です。

○**情報政策課長** 7目情報開発費になります。19ページ1つ目の白丸、住民情報等電算システム管理事業の電算機器使用料につきましては、従来、庁内で出力して発行しておりました連続帳票について、アウトソーシングすることに伴う費用となります。

2つ目の白丸、情報プラザ・ネットワーク運営事業、拠点Wi-Fi整備事業ですけれども、これにつきましては、9月補正に計上させていただきました公民館Wi-Fi事業におきまして、最新のWi-Fi規格に対応するための無線ルーターへの変更、それから、災害時において、無線ルーターを開放するための制御機器の追加、避難所以外の公民館等の施設への追加をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、21ページ1つ目の白丸、グループウェアシステム運用事業につきましては、現在でも職員の情報共有に活用しているグループウェアですけれども、さらなる事業効率を向上するために、新たに構築を実施するものとなっております。

次の2つ目の白丸、印刷管理システム運用事業につきましては、平成25年度に導入しましたタブレット会議システムのときに買ったタブレット端末が、経年によりまして、バッテリーの低下やOSの更新ができないなどとなっておりますので、タブレット端末を更新するものとなります。

最後の3つ目の白丸、テレワーク運用事業につきましては、今年度構築させていただきました庁内のWi-Fiネットワークに接続するためのパソコンの購入とそれに伴うライセンスの購入を行いたいもので、計上しております。私からは以上です。

○**危機管理課長** それでは、次の22、23ページをお願いいたします。13目防災防犯費をお願いいたします。説明欄白丸、防災施設・設備等整備事業、防災行政無線遠隔装置設置工事費330万円につきましては、同報系防災行政無線の遠隔装置、放送できる操作卓でございますが、これを塩尻警察署に設置する工事費でありまして、塩尻警察署からも防災無線の放送ができるようにするものでございます。

これにつきましては、特殊詐欺の被害防止の注意喚起だとか行方不明者の捜索依頼など、塩尻警察署から放送依頼が多くあるわけでございますが、土日、祝日、時間外において放送依頼があった場合に、連絡を受け、職員

が市役所に登庁して放送するため、どうしても当該事象からタイムラグが生じてしまい、被害が生ずる、被害が拡大する恐れがあることから、塩尻警察署におきまして、即時かつタイムリーに直接放送ができるよう、危機管理体制の強化を図るものでございます。

なお、塩尻警察署におきましても、警察官の職務執行法によりまして、災害だとか有害鳥獣の出現、凶悪犯罪等により、市民の生命、財産に被害が及ぶ場合につきましては、付近の住民に避難だとか避難命令ができることになっておりますので、それへの対応を含め、危機管理体制の強化を図るものでございます。以上です。

○**税務課長** 続きまして、24、25 ページをお願いいたします。2 項徴税費 2 目賦課徴収費、説明欄の徴収事務諸経費の 2 つ目、OCR 読取機改修委託料 198 万円でございます。OCR 機は、納付書に印字してあります賦課年度、調定年度、個人番号、税目、納付額などを読み取り、基幹系システムの収納システムへ取り込むためのものでございます。

金融機関で押印されている領収印につきましては、自動で読み取ることができなかつたため、手作業で、現在、1 件ずつ日付を確認している状態でございます。現在、OCR 機は会計課にございますけれども、令和 3 年 1 月に新たな機種に変更されることに伴いまして、新たに領収印を自動で読み取り、基幹系システムへ取り込むことができるように改修するための委託料でありまして、それにより業務の効率化を図るものでございます。以上でございます。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして、4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費でございます。令和 3 年 1 月から業務が開始いたします基幹系システム共同化に伴いまして、従前のシステムに係る選挙人受付用端末機器及び選挙投票管理システムサーバーの契約が令和 2 年 12 月末で終了するため、機器の廃棄及びデータの消去を行うものでございます。私からは以上でございます。

○**市民課長** 私からは 28、29 ページを説明させていただきますので、ページをおめくりください。3 款民生費 1 項 7 目国民健康保険総務費について説明いたします。説明欄 2 つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金 13 万円の増額ですが、これは例年 1 月に確定申告の社会保険料控除にお使いいただくために、国民健康保険等の納付済額のお知らせについてお送りしておりますが、これまで市内の共用プリンターで、自前で作成しておりましたが、プリンターのリース満了に伴いまして、作成を外部委託することに伴い、作成委託料について、国民健康保険の事務費に係る繰出金を増額するものです。

続いて、8 目後期高齢者医療運営費をお願いします。説明欄の後期高齢者医療事業特別会計繰出金 128 万 2,000 円の増額ですが、平成 30 年度の基礎控除等の税制改正に伴いまして、後期高齢者医療事務のシステム改修が必要となることから、後期高齢者事務費に係る繰出金を増額するものです。

次に、ページ進みますが、32、33 ページをお願いいたします。3 款 4 項 1 目国民年金事務費の 2 つ目の白丸になります。国民年金事務諸経費の 26 万 3,000 円の増額につきましては、平成 30 年度及び令和 2 年度の税制改正に対応し、国民年金の免除等に係る所得情報について、事務処理システムの改修が必要となりまして、その委託料となります。

なお、改修費用につきましては、国から国民年金事務費交付金により全額が交付される予定となっております。歳入の国庫支出金において、同額補正をしております。私からは以上です。

○危機管理課長 ページ飛びまして、44、45 ページをお願いいたします。中ほどでございますが、9 款消防費 1 項 3 目消防施設費をお願いいたします。説明欄最初の白丸、消防施設整備費 577 万 7,000 円のうち、最初の黒ポツ、営繕修繕料 298 万 1,000 円の増額につきましては、大門地区にあります防火貯水槽が老朽化によりまして蝶番が破損しているため、これを修繕するものでございます。次の黒ポツ、消火栓新設改良負担金 279 万 6,000 円につきましては、高出地区でございますが、消火栓を移設するための工事負担金であります。以上です。

○財政課長 続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、お戻りいただきまして、10、11 ページをお開きください。

15 款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の未熟児養育医療費負担金 132 万 3,000 円の増額につきましては、給付対象者が増加したことにより、未熟児養育医療給付金を増額することに伴う、国 2 分の 1 の負担金でございます。

次の 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の 1 つ目、公衆無線 LAN 環境整備支援事業補助金 575 万 9,000 円の増額につきましては、歳出で説明のありました拠点 Wi-Fi 整備に伴う国の補助金でございます。

その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,215 万円の増額につきましては、歳出で説明のありました、ホームページ及びグループウェアの再構築事業について、財源の組替えに加えまして、12 月補正対応分として留保しておりました臨時交付金を充当するものでございます。

その下のマイナポイント事業費補助金 106 万 7,000 円の増額につきましては、市民課窓口で行うマイナポイントの申込み支援業務に対する国の補助金でございます。

次の 3 目 1 節保健衛生費補助金の疾病予防対策事業費等補助金 33 万 8,000 円の増額につきましては、高齢者や基礎疾患を有する者が行う PCR 検査費用の一部を助成する新型コロナウイルス感染症検査委託に伴う、国 2 分の 1 の補助金でございます。

次の 4 目 1 節労働費補助金の地方創生推進交付金 200 万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実践型インターシップ事業を中止したことに伴い、国の交付金を減額するものでございます。

次の 6 目 1 節商工費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,615 万円の減額につきましては、プレミアム付商品券の発行事業に対しまして、県の地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金が追加交付されることになったことから、県支出金を増額いたしまして、臨時交付金を減額するものなどでございます。

次の 8 目 1 節小学校費補助金の学校施設環境改善交付金 2,460 万 3,000 円の増額につきましては、桔梗小学校トイレ改修事業が採択されたことに伴うものでございます。

次の 2 節中学校費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 400 万円の増額につきましては、感染症の拡大により中止となった中学校の修学旅行に係るキャンセル料等を助成することに伴うものでございます。

おめくりいただきまして、12、13 ページをお願いいたします。15 款 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金の国民年金等事務費交付金 26 万 3,000 円の増額につきましては、歳出で説明のありました国民年金システムの改修に伴う、国 10 分の 10 の交付金でございます。

次の 16 款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の未熟児養育医療負担金 66 万 1,000 円の増額につきましては、国庫支出金で申し上げたとおり、未熟児養育医療給付金を増額することに伴う、県 2 分の 1 の負担金でございます。

次の2項9目1節商工費県補助金の地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金3,106万3,000円の増額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、プレミアム付商品券の発行事業に対して追加交付される県の補助金でございます。

次の3項2目1節社会福祉費委託金の民生児童委員活動費交付金19万2,000円の増額につきましては、民生委員、児童委員活動費の単価が増額されたことに伴うものでございます。

次の18款1項1目1節一般寄付金の総務費寄付金2億円の増額につきましては、先ほどの説明がありましたとおり、ふるさと寄附金の増収見込みに伴うものでございます。

おめくりいただきまして、14、15ページをお願いいたします。19款2項1目1節財政調整基金繰入金4,329万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算において不足する財源を調整するものでございます。

次の21款3項2目1節の中小企業融資あっせん資金預託金元金収入1億1,500万円の増額につきましては、中小企業等の資金繰りの支援を強化するため、中小企業等融資あっせん資金預託金を増額することに伴う元金収入でございます。

次の5項4目3節衛生費雑入の1つ目、未熟児養育医療費一部負担金123万8,000円の増額につきましては、国庫支出金で申し上げたとおり、未熟児養育医療に伴う自己負担分でございます。

その下の前年度松塩地区広域施設組合負担金返還金1,722万6,000円の増額につきましては、広域施設組合の前年度決算に伴い、負担金を精算したものでございます。

その下のコミュニティ事業助成金100万円の減額及び、その下の地域活動助成事業助成金100万円の増額につきましては、消火栓用ホースの整備につきまして、長野県市町村振興協会の地域活動助成事業助成金が採択されたことにより、不採択となりました自治総合センターのコミュニティ事業助成金から財源を組み替えるものでございます。

次の22款1項8目1節小学校債の学校教育施設等整備事業債3,630万円の増額につきましては、国庫支出金で申し上げました、桔梗小学校トイレ改修事業に伴うものでございます。

お戻りをいただきまして、5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正につきましては、こちらに記載のとおり、人事給与システム借上げ等について、期間及び限度額を定めるものでございます。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございますが、先ほど御説明申し上げました市債につきまして、限度額、起債の方法等を追加するものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時57分 再開

○委員長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○永田公由委員 19ページのシティプロモーション事業、ふるさと寄附金の関係でお聞きします。この定例会で2回目の補正ということで、ポータルサイトの関係が6,188万円になるのだけれど、前年度の決算でいくと、6

- 億円先の寄附金があって、ポータルサイトが3,530万円で終わっているけれど、その違いはどういうことですか。
- 地方創生推進課長** 現在、ポータルサイトはふるさとチョイス、ふるナビ、楽天をやっておりますが、一番多いのはふるさとチョイスです。今まで定額であったものが、今年から寄附額に応じて手数料を変えてまいりまして、こここのところが一番大きく増えている要因になってございます。以上です。
- 永田公由委員** どうしてもそれを使わないと寄附金が集まってこないということですか。
- 地方創生推進課長** 現在3つのサイトを使っておりますが、金額の割合で言いますと、ふるさとチョイスが53%を占めている状態になっております。ここを選ばなければいけない理由は特にございませんが、市としては一番のメインで入って来ているところでありまして。ふるさと納税の当初からここをずっと使っておりますので、こちらのサイトを使っているというのが現状であります。以上です。
- 永田公由委員** それは年度当初に契約するのではなくて、ふるさと寄附金が増えれば増えるほど、相手方にも実入りがよくなるということですか。
- 地方創生推進課長** おっしゃるとおりでありまして、そのサイトを通じて寄附額が増えれば、その寄附額に応じて、割合に手数料が増えていくという仕組みになっております。以上です。
- 永田公由委員** それは全国一緒ということですか。
- 地方創生推進課長** 昨年度末に全国の自治体に通知が来まして、ここを使っているところは同じような状態になっております。以上です。
- 永田公由委員** 去年は寄附金の総額に対してかかった経費が大体35%くらい。今度これで行くと45%で、1割アップになって、例えば6億円来ても塩尻市の実入りは3億円ちょっとになるのだけれど、そういうのは、このふるさと寄附の制度に合うわけですか。
- 地方創生推進課長** 2年前の制度改正のときから、ふるさと寄附のいろいろ条件がございまして、1つは、返礼品は寄附額の3割以下に下さいと。もう1つが、かかった経費は寄附額の5割以下に下さいというものになっております。今回は確かに手数料が増えてはいますが、必要経費は寄附額の5割に抑えているということですので、今のところ、特段問題がないと考えております。以上です。
- 委員長** ほかに。申し遅れましたが、歳出を先にやらせていただきます。
- 山口恵子委員** 同じ19ページの広報広聴活動費についてお聞きします。今度、再構築をするということで、来年度からデジタル媒体構築と説明がありましたが、その具体的な内容をもう少し詳しくお聞きしたいと思えます。
- 秘書広報担当課長** デジタル媒体ということで、基本的にホームページのリニューアルですけれども、目指している形が、ホームページに含めまして、SNS、Twitter、Facebook、LINE等があります。こちらを同時配信ということで、例えばツイッター等を配信しても、その詳しい内容を、ホームページで同時配信では同じものが見られないという形になっているものですから、Twitterで配信した場合はホームページでもプラスで追加できる、要は何かしらの情報がそのまますぐ見られるというような形で同時配信をできるような形というのが、今回のリニューアルの主な目的になっております。以上です。
- 山口恵子委員** 例えば公式LINEですと、開くとホームページにつながるようになってはいますが、それ

それLINEでもホームページでも同時に同じ情報が配信できるということで、利用している市民からはより利便性の増す、それぞれのものを全部確認しなくても、どれかつながっていれば情報が分かるという理解でよろしいですか。

○秘書広報担当課長 そうです。そういう形で行う予定でおります。また、それに伴って、職員もそれぞれTwitterを配信して、ホームページはまた別で作業しなくてはならないというのもありましたので、職員の作業効率を上げるという点もこの目的としております。以上です。

○山口恵子委員 あと、利用状況をお聞きします。ホームページの閲覧状況がどうなのか。公式LINE、公式Twitterをどのくらいの方が利用しているのか。もし分かりましたらお聞きします。

○秘書広報担当課長 平均になりますけれど、ホームページにつきましては、月のアクセス数ということでいきますと、9万から10万ということで、今年度はコロナウイルスと7月に豪雨、長雨がございましたので、そういう点でアクセス数が増えているということがございます。私どもで、第2期中期戦略の活動指標ということで、一応アクセス数7万ということで指標を設定しておりますので、それを上回るアクセス数がある状況でございます。

あと、Twitterにつきましては、昨年の10月から開設しまして、この12月のところでいきますと、1,153フォロワーという形になっております。LINEは今年の5月に開設しましたけれども、今のところで、1,247の友だち件数という形になっております。YouTubeの関係ですが、こちらが10年ほどになりますけれども、現在、登録が634になっていまして、こちらは今年の5月頃までは300弱でございましたので、やはりコロナウイルスの関係で大分登録等が増えている状況でございます。以上です。

○委員長 ほかに。

○小澤彰一委員 21ページのテレワークに関するところで、参考に教えていただきたいのですが、実際、2,600万円近い費用ですけれども、具体的にはどのようなもので使われているのか教えてください。

○情報政策課長 ここに計上させていただいているものは、従来の職員が利用する端末というものは、Wi-Fiの整備がされておりませんので、今回、庁内Wi-Fiを補正で構築させていただいたのですけれども、そこに接続するためのノートパソコンの購入ということになっております。以上です。

○小澤彰一委員 同じような事態が来年、再来年と続いたときには、ノートパソコンがあるので、これだけの費用がかからないという意味ですか。

○情報政策課長 今回、追加で買わせていただく台数として、一応70台程度を予定しておるのですけれども、使えるところはそういう形で使わせていただいて、当然、今までどおりの有線で業務できる場所というものもありますので、そこについては、追加が必要になれば、毎年の予算の中で対応していくような形を取りたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○小澤彰一委員 23ページをお願いします。防災施設・設備等で、塩尻警察署に遠隔装置を置くということですが、これはよく行方不明者だとか振り込め詐欺、特殊詐欺の関係の放送が流れますけれども、ほかの市町村では警察はどのような対応をしているのでしょうか。

○危機管理課長 知っている限りにおきましては、行方不明者につきましては市の防災無線を活用しまして、捜索なりの依頼をしているということで承知しております。特殊詐欺につきましては、各市町村によって防災無線の取扱いが違っているのですが、防災無線で特殊詐欺の注意喚起を行っていないところもございます。塩尻市につきましては、市民の財産に大きな被害をこうむるということで、特殊詐欺につきましても防災無線を活用して注意喚起を促しているという状況でございます。

○小澤彰一委員 県警から何か委託とか委託料とか、そういうものをいただくという手立はあるのでしょうか。

○危機管理課長 特にそういうものはございません。県下の中で、警察署にそういう放送設備、遠隔操作の装置を設けてあるところにつきましては、小諸市と高森町も警察署に同じように放送設備を整備しておるということで聞いております。以上です。

○委員長 ほかに歳出の関係、ございますか。

○横沢英一委員 寄附金の関係ですが、県下で大体 19 市の中で何番くらいの寄附金の額になるのですか。分からなければ、また教えてください。

○委員長 寄附金の順番ということですか。

○横沢英一委員 そうです。

○委員長 19 市で大体何番くらいか。

○地方創生推進課長 申し訳ございません。今手元にないのですが、先週、信濃毎日新聞で記事になっておりましたので、後ほどコピーをお持ちしたいと思います。

○委員長 ほかに。

○横沢英一委員 もう 1 つ。毎回返礼品のときには聞くと思うのですが、人気は時計ということだと思うのですが、それ以外にはどんな感じですか。時計は何%くらいですか。

○地方創生推進課長 今年度の集計はまだ途中で、できていないのですが、金額から言いますと、去年の事例でいきますと、時計が約 95%の金額を占めているような状態です。今年度もしっかりした集計は取っておりませんが、似たような状態かと思っております。ただ、ワインも 3 年ほど前から件数は伸びておりますし、今年度、シャインマスカットを特別にやらせていただきまして、約 2,000 万円ほど寄附を頂いているという状況でございます。以上です。

○委員長 歳出はよろしいですか。

それでは、歳入の関係で質問ありましたらお願いします。

○永田公由委員 11 ページをお願いします。国の関係ですけれど、商工費補助金の 3,115 万円を本来なら減額するところ、1,615 万円で、1,500 万円は、私が見る限りでは木曽の地場産センターへの支援金として出していると思えますけれど、それでいいわけですか。

○財政課長 商工費の減額につきましては、申し上げましたとおり、今回、プレミアム付商品券の事業について、県の補助金が 3,200 万円弱追加で交付になりましたので、その関連で地方創生臨時交付金の組み替えをさせていただいたところです。商工費では臨時交付金については、先ほど申し上げたプレミアム付商品券 3,200 万円ほど減額になっている一方で、委員がおっしゃるとおり、地場産センターへの支援ということで、1,500 万円を充当

して、差し引いて1,615万円となっているところであります。

○永田公由委員 地場産センターへ支援金を出すということは、この補助金の趣旨からは問題がないということですか。

○財政課長 今回の臨時交付金を出すということについては、内容として認められているところでございます。

○永田公由委員 それと、分かれば教えてもらいたいのだけれど、地場産センターは持続化給付金の対象になるわけですか。

○財政課長 地場産センターにつきましては、公益の財団法人で、一般企業ではないので、対象とはなっておりません。

○委員長 ほかに。

○小澤影一委員 13ページ。民生費の民生児童委員活動交付金ですけれど、不勉強なので教えていただきたいのですが、民生委員の方については手当というのはないと思うのですけれど、実際には、1人当たりどの程度支出しているのか教えてください。

○財政課長 すぐに資料が出てまいりませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

○委員長 ほかに。よろしいですか。

○財政課長 失礼しました。資料出てまいりましたので、民生児童委員の活動費でございますけれども、活動交付金として、令和元年度の基準額で一人5万9,000円ということでございます。今回1,200円の増額となっておりますので、5万9,000円プラス1,200円ということで、6万200円ということでございます。

○委員長 よろしいですか。それでは質疑を終了します。

それでは自由討論を行います。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中、当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号中当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第13号 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 議案第13号令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算第（第3号）を審査いたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第13号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。議案の別冊になりますが、1ページを御覧ください。第1条を御覧いただきまして、国民健康保険事業特別会計

補正予算は、歳入歳出それぞれ6,004万7,000円を追加し、予算の総額を68億3,888万7,000円とするものです。

歳入から説明させていただきますので、7、8ページの事項別明細をお願いいたします。まず、6款繰入金ですけれども、1項1目の一般会計繰入金は事務費等繰入金13万円の増額です。これは、この後歳出で説明させていただきます、確定申告等にお使いいただくために例年1月に送付しております、国民健康保険等の納付済額のお知らせの作成委託に係る費用について、一般会計から繰り入れるものとなります。

次に、2項1目基金繰入金です。こちらは財政調整基金繰入金854万8,000円の増額です。こちらにつきましては、歳出補正に対する歳入不足額を財政調整基金より繰り入れるものとなります。

その下、8款2項雑入の7目ですが、前年度保険給付費等還付金です。こちらは前年度の保険給付費の精算により、過払い分が長野県国民健康保険団体連合会から還付されるもので、5,136万9,000円を増額補正とするものとなります。

次に、歳出を説明させていただきますので、9、10ページをお願いいたします。1款2項1目賦課徴収費です。説明欄を御覧ください。賦課徴収事務諸経費の13万円の増額につきましては、歳入でも触れさせていただきました、国民健康保険等の納付済額のお知らせにつきまして、これまで市内の共用プリンターにより作成しておりましたが、プリンターのリース満了に伴い、作成を外部委託することに伴い、当初予算で計上しておりました台紙作成費用の印刷製本費18万9,000円の減額と合わせ、台紙の作成から印字までを一貫して委託することとしたため、委託料31万9,000円を増額いたしまして、差引きで13万円の増額となっているものです。

次に、7款1項3目償還金ですが、説明欄にあります前年度保険給付費等償還金の5,991万7,000円は、前年度保険給付費の精算に伴い、前年度に県から交付された保険給付費等交付金の過払い分を償還金として県へ支出するものとなります。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

1点、いいですか。前年度保険給付費等の還付金、5,100万円余あるのですが、先の払込みについては概算で払い込むとか、その内容を教えていただけますか。どういう形で先払いしているのか。

○市民課長 この仕組みですけれども、診療月で言いますと、3月から2月診療分というのが1年のサイクルになっております。最終月であります2月分については2か月後の請求になってくるものですから、年度をまたいでの請求になります。この関係がございまして、精算確定する前に、一旦、私どもが国民健康保険団体連合会へ概算で支払いをいたしまして、対して、同額になりますけれども、県からの交付金につきましても、一旦概算で受け入れておくといったことになりまして、翌年度に精算をするという仕組みでございます。

○委員長 分かりました。

それでは、自由討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第13号令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 13 号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 15 号 令和 2 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長 次に、議案第 15 号令和 2 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を審査いたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第 15 号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。議案の別冊でございますが、1 ページの第 1 条を御覧ください。後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ 160 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 8 億 3,480 万 5,000 円とするものです。

歳入から説明させていただきますので、7、8 ページの事項別明細をお願いいたします。3 款繰入金の 1 項 1 目、事務費繰入金の 128 万 2,000 円の増額につきましては、平成 30 年度税制改正に対応するための保険料徴収事務に係るシステム改修費について、当該事業に係る国の補助金交付を受けてもなお不足する額につきまして、一般会計より繰り入れさせていただくものとなります。

次に、6 款 1 項 1 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 32 万円の増額ですけれども、歳出でこの後説明いたしますが、今申し上げました税制改正に対応するシステム改修費 160 万 2,000 円につきまして、国より補助金として交付される内示額を新たに受け入れさせていただくものとなります。

次に、歳出を説明いたしますので、9、10 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目徴収費です。説明欄の白丸、保険料徴収事務諸経費の 160 万 2,000 円の増額となります。こちらは、先ほど来お話しさせていただきました、税制改正に対応するための保険料徴収事務に係るシステム改修費の増額をお願いするものです。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、自由討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第 15 号令和 2 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案 15 号につきましては、全員一致をもって可決されるものと決しました。

議案に関します審査は以上で終了いたします。行政側から発言がありましたらお願いいたします。

閉会中の継続審査の申し出

○総務部長 議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会所管の各部課等におきましては、重要

案件を抱えておりますので、閉会中につきましても、協議会等の開催をお願いする場合がございます。よろしく
お願いいたします。

○**委員長** ただいま継続審査の申し出がございましたが、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申入れをいたします。

以上で、当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書
及び委員長報告の案文につきましては、委員長に一任願いたい、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 御審査をいただきまして、提出申し上げました全ての案件につきまして、御了承をいただきました。
大変ありがとうございました。

○**財政課長** よろしいでしょうか。先ほどの一般会計補正予算（第7号）の歳入の質疑の中で、1点、御訂正を
お願いしたいと思います。先ほど、地場産センターの関連で、公益財団法人と申し上げましたが、正しくは一般
財団法人でございますので、訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○**地方創生推進課長** 先ほどの横沢委員から質問がありました、今年度の途中経過であります、県内の19市
中、塩尻市は13番目になります。以上です。

○**委員長** 以上で、12月定例会総務生活委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会

令和2年12月14日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 平間 正治 印